

## 軽度者に対する福祉用具貸与に係る承認申請について

軽度者（要支援1・2、要介護1の方）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい、「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」）に対しては、原則として福祉用具貸与費は算定できません。なお、「自動排泄処理装置」については要支援1から要介護1に加え、要介護2・3の方も軽度者となりますので、福祉用具貸与費の算定はできません。（ただし、自動排泄処理装置のうち、尿のみを自動的に吸引する機能のものは要介護認定区分を問わず貸与が可能であり、例外給付の対象ではありません。）

しかしながら、一定の条件を満たす場合については、軽度者であってもその状態像に応じて利用が想定される対象外種目について福祉用具貸与費の算定が可能になりますが（例外給付）、雲南広域連合への承認手続き（承認申請書の提出）が必要になる場合があります。

（参照）

（表1）軽度者における福祉用具貸与の例外給付のためのフロー図

（表2）「厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果」に該当する場合

1. **申請が必要な場合**      ※申請時の提出書類はすべて同じです。
  - ①要介護（要支援）更新認定や状態区分の変更の認定を受けた場合で「医師の医学的な所見」及び「サービス担当者会議等」により福祉用具貸与が特に必要と判断されるとき  
    **※上記参照（表1）にて承認申請が必要になるとき**
  - ②貸与の承認期間が終わり、継続して貸与するとき
  - ③貸与種目を追加・変更するとき
  - ④居宅介護（介護予防）支援事業所の変更があったとき
  
2. **承認申請について**
  - ①対象者：要支援1・要支援2・要介護1の方  
    ※自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）については、要介護2・要介護3の方も対象
  
  - ②対象種目：車いす・車いす付属品・特殊寝台・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具・体位変換器・認知症老人徘徊感知機器・移動用リフト（吊り具を除く）・自動排泄処理装置（交換可能

部品を除く)

※ただし、認定調査結果で「できない」等の場合と、該当する認定調査結果がない、車いす及び車いす付属品で「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び移動用リフトで「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントで判断することとし、申請の必要はありません。

### ③提出書類

- 軽度者に対する福祉用具貸与に係る承認申請書
  - 医師の所見と福祉用具が必要な理由が具体的に（該当する状態像について明確に判断できるように）記載されているもの ※例：主治医の診断書や聞き取りの記録書等
  - 〈要介護の方〉
    - ・居宅サービス計画書（1）（2）※利用者が同意した旨が確認できるもの
    - ・居宅サービス計画書（4）（サービス担当者会議の要点）
  - 〈要支援の方〉
    - ・介護予防サービス計画・支援計画表 ※地域包括支援センターの確認があるもの
    - ・サービス担当者会議の要点
- ※サービス担当者会議の要点については、関係者間で軽度者の福祉用具貸与申請をする旨を情報共有したことが確認できるように記載してください。

### ④提出期限 ※原則として福祉用具貸与の開始前に提出してください。

- ・新規申請、更新、区分変更中の場合・・・認定決定日から2週間以内
- ・認定期間中の場合・・・・・・・・・・貸与開始日に属する月の末日まで
- ・継続して貸与を受ける場合・・・・・・・・算定期間の終了日まで

### ⑤承認期間

- ・軽度者の福祉用具貸与の承認期間はケアプランに定める期間とします。  
具体的には、居宅サービス計画書（2）及び介護予防サービス・支援計画表における援助内容又は支援計画に記載された福祉用具貸与に係る期間とします。
- ※介護予防サービス・支援計画表については1年で見直すこととしているので、**要支援認定者については承認期間は1年までとします。**
- ※**要介護1の方については、短期目標の期間を上限に期間を定めてください。**

## 3. 申請にあたっての注意事項

- 最初から軽度者の福祉用具貸与申請ありきではなく、適正にアセスメントをしてサービスの必要性を判断してください。そのうえで必要と認められる場合は、ケアプランに記載してください。
- 認定更新時など、サービスの見直しを行う際にもきちんと再アセスメントし、必要なければサービ

スを中止してください。

○保険外の利用も含めた検討を行ってください。

○利用者には、必ず次のことを説明してください。

- ・「原則要介護2以上でないと利用できないこと」
- ・「主治医の医学的所見や適正なケアマネジメントのうえで、サービス担当者会議で必要と判断された場合に、雲南広域連合で承認された後利用が可能であること」
- ・「福祉用具貸与サービスの利用途中でも、見直しにより必要がないと判断されればサービスを中止すること」
- ・「この制度の要件に該当しないが、どうしても貸与を希望される場合は、保険外でのサービスとなること」
- ・「暫定ケアプランで福祉用具貸与のサービスを開始する場合、認定結果次第では自費が発生することがあること」

○主治医の聞き取り記録、サービス担当者会議の記録は、利用者の状態像やサービスの必要性が具体的にわかるように記載してください。

※特にサービス担当者会議の記録には、福祉用具貸与の例外給付の申請をすることを関係者間で情報共有した旨を記載してください。

○申請書の提出忘れなどによる遡り申請は承認されませんのでご注意ください。

○認定結果が出ていない場合（暫定利用）は暫定ケアプランの作成、サービス担当者会議、主治医の聞き取りなどを実施し、電話にて雲南広域連合に事前にご連絡いただき、認定結果が出た後に申請書一式を提出してください。この場合、暫定ケアプランとケアプランの両方が必要になります。

○居宅介護（介護予防）支援事業所が変わった場合は、改めて必要性を検討し、ケアプランの作成、サービス担当者会議、主治医の聞き取り等を実施し、必要性が認められた場合に申請してください。